

【判例研究】

**普通預金債権に対する差押命令申立における差押債権の特定
——最決平成24年7月24日判時2170号30頁——**

長 屋 幸 世

判例研究

普通預金債権に対する差押命令申立における差押債権の特定

——最決平成24年7月24日判時2170号30頁——

長 屋 幸 世

目次

1. 事実の概要と判旨
2. 裁判例と学説
3. 本決定の検討と射程

1. 事実の概要と判旨

本件は、債権者が、債務者に対する金銭債権を表示した債務名義による強制執行として、債務者の第三債務者（銀行）に対する特定の普通預金口座に係る普通預金債権の差押を申し立てた事案である。

債権者は、本件申立ての申立書において、差し押さえるべき債権として、上記普通預金債権のうち差押命令送達時点で現に存在する部分（以下、現存預金とする）だけでなく、差押命令送達時後、送達の日から起算して一年を経過するまでに当該預金債権に係る預金口座に入金された金員について発生する預金債権（以下、将来預金とする）をも表示し、差押えの順序を「当該入金時期の早いものから差押債権目録記載の金額に満つるまで」としていた。なお、裁判所は債権者に対し、差押債権の特定が不十分であるとして補正を促したが、債権者は、これに応じなかった。

原々審は、債権差押命令における差押債権の特定の程度について、「執行裁判所において当該債権の被差押適格の有無を判断することができる」とともに、第三債務者が格別の負担や危険を伴わずに差押えの対象を他の債権

と誤認混同することなく識別し得る程度に表示されていることを要するものと解するのが相当である」とした。そして、第三債務者である銀行は、「差押金額を超える預金残高がある場合には預金残高と差押金額との差額について債務者からの払戻請求に応じる契約上の義務を負い、また、差押命令送達時点で預金残高が差押金額を下回る場合であっても、その後の当該預金口座への入金によって預金残高が差押金額を超えたときには、やはり預金残高と差押金額との差額について債務者からの払戻請求に応じるべき契約上の義務を負うことになる」としながらも、「第三債務者において特定の口座の入金状況を自動的に監視するシステムが構築されていると認めるに足りる証拠はない。また、現在の銀行取引においては、特定の預金口座への入出金（振替や振込を含む。）は、第三債務者の営業時間終了後や休業日においても、現金自動預払機やインターネット等によっていつでも行われ得るものである。これらの事情に照らせば、本件申立てに係る差押命令を発令することは、第三債務者に対して、通常の営業時間の範囲を超えて常に差押えられた預金債権に係る預金口座への入出金を把握し、入出金手続がなされる都度、差押債権と預金残高を照合して出金に応じるか否かを判断するという實際上非常に困難な作業を強いるものであり、日常業務とは質的量的に異なる大きな負担と危険を課すものというべきである」として、「第

三債務者である銀行が格別の負担や危険を伴わずに差押えの対象を他の債権と誤認混同することなく識別し得るものとはいえず、差押債権の特定を欠くものというべきである」旨判示し訴えを却下した。

債権者はこれに抗告。原審は、原々審決定の理由を引用すると共に、さらに抗告人たる債権者の「第三債務者の支店を特定しただけでなく、預金の種別を普通預金に限定し、具体的な口座番号まで特定しているから、最高裁判所平成23年9月20日決定（以下「平成23年決定」という）が示した差押債権の特定の要件を満たしている」との主張に対し、将来の預金債権についても差押債権としていることを指摘し、「これにより、第三債務者が差し押さえられた債権を識別することができなくなっているから、平成23年決定によっても差押債権が特定されているとはいえず」、「現在の預金だけでなく、将来の預金についても差押債権とすることによって、差押えの対象となる債権そのものの特定が不十分となっている」として、債権者たる抗告人の主張を退けたため、債権者たる抗告人は、許可抗告を申し立てた。

【判旨】

原決定中、現存預金に関する部分については破棄、原々決定取消、第一審へ差戻し⁽¹⁾。その余については抗告棄却。

「債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定は、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬと解するのが相当である（最高裁平成23年（許）第34号同年9月20日第三小法廷決定・民集65巻6号2710頁参照）。

これを本件についてみると、普通預金債権

が差し押さえられた場合、預金残高のうち差押債権の額を超える部分については、第三債務者は預金者からの払戻請求に応ずるべき普通預金契約上の義務を負うものと解されるところ、本件申立ては、将来預金の差押えを求めるものであり、この部分については、普通預金の性質上、預金残高を構成する将来の入出金の時期及び金額をあらかじめ把握することができないのであるから、本件申立てが認められたとするならば、第三債務者である銀行において、差押命令送達の日から起算して1年の期間内に入出金が行われるたびに、預金残高のうち差押債権の額を超える部分と超えない部分とを区別して把握する作業を行わなければ、後者についての払戻請求に応ずる義務を履行することができない。

ところが、記録によれば、銀行においては、普通預金口座の入出金は、窓口の営業時間外であっても、現金自動入出機（ATM）又はインターネットを通じていつでも行うことができるのに対し、特定の普通預金口座への入出金を自動的に監視し、常に預金残高を一定の金額と比較して、これを上回る部分についてのみ払戻請求に応ずることを可能とするシステムは構築されていないというのであり、他の方法により速やかにこれを実現することも期待することはできないとみられる。

そうすると、本件申立てにおける差押債権の表示のうち、将来預金に関する部分については、銀行において、上記の程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものということとはできないから、本件申立てのうち当該部分は、差押債権の特定を欠き、不適法であるというべきである。」

なお、本決定には、差押債権の特定に関して、田原睦夫裁判官の補足意見が付されている。

〔補足意見〕

「…それに加えて、普通預金口座の場合

(当座預金口座においても同様である。)、一般に公共料金等の自動引落とし口座として利用されることが多く、また事業者たる債務者の場合には、従業員の給与の振替口座(従業員に給与を支給する3~5日前には口座からの振替手続がなされる。)やリース料債務等の振替口座として利用されるが、かかる場合に、第三債務者にて将来預金の入金状況を常に監視しながら差押えの効力の及ぶ部分を識別し、約定に係る自動引落としや振替の可否を速やかに判断することは困難である。また、普通預金取引と定期預金取引とを一体化して、普通預金口座の残高が不足しても定期預金残高の一定額の範囲で預金者に対して定期預金を担保として貸付けを行って普通預金の払戻しに応ずることを内容とする総合口座(当座預金の残高が不足しても一定額まで貸付けを行って、当座預金口座の支払に応ずる当座貸越契約の場合も同様)が普及し、この場合には、第三債務者は、将来預金の入金について、それに差押えの効力が及ぶのか総合口座に係る定期預金担保の貸付金の返済に充てられるかを、入金の都度確認して処理することが必要とされることとなるのであるが、かかる第三債務者の負担を考慮すると、将来預金についても差押えの効力が及ぶと解することは相当ではないというべく、したがって、将来預金の差押えは差押債権の特定を欠くものというべきである。

なお、将来預金の差押えを肯定するとの立場に立った場合において、それに伴い生ずる諸問題について民法478条や481条により適切に対応することが困難であることについては、法廷意見引用の最高裁平成23年9月20日決定の私の補足意見を参照されたい。また、将来預金の差押えを肯定すると、差押え後にその普通預金口座に差押禁止債権に係る金員が振り込まれた場合にも差押えの効力が及ぶこととなって、法が差押禁止債権として定めた趣旨に反する結果が生ずるとともに、債務者が

その解除を求めるには、差押禁止債権の範囲の変更の申立て(民事執行法153条)をなさねばならないなど、債務者に過大な負担を強いることになる。

おって、本件の原決定では論点として取り上げられていないが、差押債権が将来生ずるべき債権である場合には、その発生の確実性が求められ、それが認められないときには差押債権の特定を欠くものと一般に解されているところ、差押えの対象たる普通預金口座は、将来生ずるべき債権発生の基礎となる法律関係として現に存在するものの、一般に、債権差押えの申立て時点において、将来、同預金口座に何時、幾らの金額が入金されるかは予測がつかないのであって、発生の確実性を欠くものともいえ、その点からしても差押債権の特定を欠いているのではないかと解し得る。」

2. 裁判例と学説

民事執行規則133条2項では、債権執行についての差押命令申立書に強制執行の目的とする財産を表示するときは、差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項並びに債権の一部を差し押さえる場合には、その範囲を明らかにしなければならない旨定められている。本件は、普通預金債権のうち、将来預金債権に対する差押命令を申し立てた事案であり、その際に、上記執行規則133条2項に言う差押債権の特定があったとえるかどうかの問題となったものである。この点につき、以下では、裁判例・学説の状況を概観する。

(1) 裁判例

まず、債権差押命令の申立てにおける差押債権の特定については、本決定でも引用している①最高裁平成23年9月20日決定(平成23年決定)⁽²⁾が、最高裁として初めてその判断を示している。平成23年決定は、大規模な金

融機関の全ての店舗又は貯金事務センターを対象として順位付けする方式による預貯金債権の差押命令の申立てにおいて、差押債権の特定が問題となった事案で、事実の詳細は次のとおりである。

Xが、XのYに対する金銭債権についての債務名義による強制執行として、Yの三大メガバンクとゆうちょ銀行に対する預貯金債権の差押えを求める申立てをするにあたり、三大メガバンクに対する預金債権については、それぞれその取扱店舗を一切限定せずに「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による」という順位付けをする方式により、ゆうちょ銀行に対する貯金債権については、全国の貯金事務センターを全部列挙して、「複数の貯金事務センターがあるときは、別紙貯金事務センター一覧表の番号の若い順序による」という順位付けをする方式により、差押債権の表示をしたというものであった（これらの方式を、以下、「全店一括順位付け方式」とする）。

最高裁は、「民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬと解するのが相当であ」とし、本件申立ては、「各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押さえら

れた債権を識別することができるものであるということとはできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。」と判示した。なお、平成23年決定においても、田原睦夫裁判官の補足意見が付されており、全店一括順位付け方式による債権差押命令申立ての適否の問題は、第三債務者が金融機関である場合に限らず、各種業者の場合も視野に入れ検討する必要があること、差押えの効力発生から債権識別までに時間がかかることによって、債務者及び第三債務者、あるいは競合する差押債権者の地位が不安定になり得ることを指摘するものである。

他方で、本件のように、将来預金を差押債権として表示した債権差押命令の申立てをめぐる裁判例は少ない。

まず、②東京高決平成20年11月7日判タ1290号304頁⁹⁾である。②決定は、原告人が、債務者に対して有する執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者である銀行に対して有する預金債権の差押えを求めたものであり、差し押さえるべき債権として、口座番号及び口座名義人の氏名によって具体的に特定された普通預金口座に係る普通預金債権のうち、差押命令の送達の時に現に存する普通預金債権だけでなく、差押命令送達時から3営業日以内に当該普通預金口座に係る普通預金債権となる部分（本命令送達の時に存在する預金及び同日を含む3営業日が経過するまでに受入れた金具によって構成される部分）をも、将来債権として差し押さえることを求めたものであった。

②決定では、差押債権の特定の必要性について、民事執行法133条2項の趣旨に加え、「第三債務者は、債務者への弁済義務を負うが、執行手続上は第三者であって、第三債務者の執行手続への協力義務は、社会的に相当な範囲に限られるべきであることを考慮すると、差押債権の特定については、単に差押債

権及びその範囲を誤認混同することなく、識別することができれば足りるものではなく、第三債務者において、差押債権及びその範囲を過大な調査の負担を伴わずに識別することができるが必要であり、差押債権の特定がこの程度に達していないときは、差押債権の特定を欠くことになるものというべきである」とし、②決定における第三者たる銀行の負担は「相当程度大きなものであり、特に同種の差押命令が複数発令された事態を想定すると、その負担は甚大なものである」と判断、「社会通念及び現在の銀行実務に照らすと、その負担は、執行手続上第三者である第三債務者の負うべき負担としては、過大なものであり」、「本件差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠くものというべきである」とした。また、同種の事案につき、②決定と同様の判断を下したのものとして、③東京高決平成20年12月18日がある⁽⁴⁾。

これに対し、④奈良地決平成21年3月5日⁽⁵⁾、⑤高松地観音寺支決平成21年3月25日⁽⁶⁾は、いずれも債務者が第三債務者たる銀行に対して有する将来債権について債権差押命令を発令した事案であり、両事案における差押債権の特定は、「本命令送達の時から3営業日以内に上記口座にかかる普通預金債権となる部分（本命令送達の際に存在する預金及び同日を含む3営業日が経過するまでに受入れた金員によって構成される部分）」とされていた⁽⁷⁾。

このように、預金債権のうち、将来預金を差押債権とする債権差押命令の申立てについては、下級審において見解が分かれていた状況であり、学説もまた、同様の対立が見られる。

(2) 学説

将来預金を差押債権とするにあたり、債権の特定をどう考えるかについて、学説は②決定の判断を支持するものが多い⁽⁸⁾。すなわち、②決定で示された、差押債権特定にあたって

の第三債務者の負担を基準として検討するというものである。

他方で、④・⑤決定の判断を支持する見解もある⁽⁹⁾。これによると、将来預金の差押を認めることは、預金債権に対する債権執行の奏功可能性が高まることに繋がること、預金の出金が遅延することにより第三債務者に発生し得る債務不履行責任は、約款の整備等によって回避し得る可能性があることなどを理由に、第三債務者に対する特別の負担とはならないとされる。

また、立法論としても、債権法改正委員会において、預金債権に対する差押えの効力に関しては、差押時点に存する残高債権についてのみ生じる旨の提案がなされている一方⁽¹⁰⁾、これに反対する見解も提示されていた⁽¹¹⁾。

3. 本決定の検討と射程

債権の差押えあたっては、民事執行法133条より、その申立書においては、債権者、債務者に関わる記載と債務名義の表示等の他、第三債務者の氏名・名称及び住所等の記載が必要であり、更に同法2項では、差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項を記載し、債権の一部の差押えを申し立てる場合には、その範囲を明らかにしなければならないと規定されていることは、既に述べたとおりである。また、差押債権が特定されていない場合は、不適法として却下を免れず、差押債権が不特定である差押命令は無効とされる⁽¹²⁾。

差押債権の特定が必要とされるのは、以下のような理由による。第一に、債権差押命令が発せられると、差押債権について、債務者に対しては処分禁止の効果が、第三債務者に対しては債務者への弁済禁止の効果が発生するため、債務者及び第三債務者にとって、当該差押債権が他の債権と識別できる程度に特定されている必要があるからであり、第二に、

当該差押債権が差押禁止債権に該当するか、超過差押となるか等を判断する必要があるからである⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾。

このように、差押債権の特定は、その債権の被差押適格の判定およびその申立てに基づいて発せられる差押命令の効力範囲を認識するのに役立つが⁽¹⁵⁾、債権執行の対象が、物ではなく、すべて法的判断によってのみその存在を覚知しうる観念形象であること⁽¹⁶⁾、一定の財産開示制度があるものの、これに多くを期待することができない現状において、債務者の有する金銭債権について情報を獲得することには困難が伴うことを考慮すると⁽¹⁷⁾、差押債権の特定について、差押債権者に過大な要求を立てるべきではなく⁽¹⁸⁾、社会通念に照らし、債務者及び第三債務者が差し押さえられるべき債権を、他の債権と相対的に区別認識しうる程度に特定されていることが必要であり、かつそれで十分であるとされる⁽¹⁹⁾。

ところで、普通預金においては、入金された金銭は常に既存の預金残高と合計されて一個の債権として取り扱われる⁽²⁰⁾。本件は、このような預金債権のうち、将来の入金によって生じる部分についても差押債権として表示できるかが争われた事案であり、言い換えると、預金債権を差押債権とする場合の時的限界が問題とされた事案である。その観点から債権の特定が問題となったものと言えるが、この点、どの様に考えるべきであろうか。

債権執行において、当該債権の差押命令は、債務者及び第三債務者に送達されねばならず(民事執行法145条3項)、差押えの効力は、差押命令が第三債務者に送達されたときに生じる(同法145条4項)。このような債権差押命令は、送達時点での債権を差し押さえるものであることから、預金債権の差押えにあっては、一般に、送達時点での預金残高に対してその効力が及び、送達時に対象となった銀行口座に存した預金残高が差押金額に満たなかった場合、その後に入金等があって預金残

高が増えたとしても、差押債権者は当該増加部分の預金債権について差押えの効力を主張することはできないとされている⁽²¹⁾。

しかし、第三債務者への差押命令送達前に債務者により預金を引き出されてしまうと、差押手続は空振りに終わってしまうことになり、さらに債務者が執行手続を免れるために入出金を繰り返し、預金残高を極力残さないようにすることによって、結果的に預金債権に対する差押えの実効性が確保されないという事態が生じ得ることは否定できない。そのため、これらを回避する一つ的手段として、本件のように、時間的幅を持たせた差押命令の申立てを行うことについて、一定のメリットはあると言えるであろう。

将来預金に対する差押えを否定する上記の理由には、差押えに係る部分を超越する預金債権に対しては債務者に払い戻しをしなければならず、それを行うためには、第三債務者たる銀行等の金融機関に過大な負担を課すことになるという、第三債務者の実務上の負担が考慮されている。本決定においても、平成23年決定で示された債権の特定に関する基準に照らし、「(将来預金の差押えを求める)部分については、普通預金の性質上、預金残高を構成する将来の入出金及び金額をあらかじめ把握することができないのであるから」、差押範囲を超越する預金残高についての払戻請求には、その都度、差押債権額とそれを上回る部分とを区別して把握するという作業を行わなければならない、これを速やかに行う手段を現実には有していないため、本件申立てにおける差押債権の表示のうち、将来預金に関する部分については、第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が送達時点で生じることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものということはできないとして、差押債権の特定を欠いていると判断した。

したがって、本決定は、第三債務者に課される負担という点に依拠して差押債権の特定性の有無を判断したと言えるが、ここで、第三債務者の負担が過大にならないような場合であれば、このような将来預金に係る部分の差押えも認められる余地があるのではないかという疑問が生じる。本決定に先立つ②決定においては、第三債務者の負担について「社会通念及び現在の銀行実務に照らすと」として検討されており、本決定においても、当該第三債務者である銀行の実務状況に基づいて判断されていることから、差押債権額と預金残高の変動を逐次比較し、差押債権額を超える部分について債務者への払い戻しが可能となるシステムが構築された暁には、第三債務者の負担が課題であるとは評価されず、結果、差押債権の特定があると判断される可能性があることが指摘できよう⁽²²⁾。

しかし、そもそも平成23年決定の事案は、全店一括順位付け方式による預貯金債権差押命令申立てに関する事案であり、そこで対象となった債権は、将来発生する部分を含まないものであった。したがって、差押債権の時的限界を検討するにあたっては、第三債務者に対する過大な負担発生の有無という観点からのみ、将来預金に対する差押えの適否を判断するのではなく、将来において債権が発生する可能性があるという部分にも焦点を当てるべきではないだろうか。

そこで、差押えの対象が将来預金という、将来に発生する部分に係る債権であることについて検討する。民事執行法において執行対象となる債権は、差押え当時債務者に属する権利でなければならないが、条件・期限付の債権でもよく、将来生ずべき債権でも、すでにその発生の基礎となる法律関係が存在して、近い将来における発生が確実に見込めるため財産価値を有するものであれば、その債権を特定できる限り、債権額が確定していなくても執行対象となるとされ⁽²³⁾、実務上もそのよ

うに取り扱われている⁽²⁴⁾。ここから、差押えの対象として適格を有する将来債権は、(a)発生基礎となる法律関係が既に存在すること、(b)近い将来発生が確実に見込めること、(c)財産価値を有することがその要件であると言えよう。このうち、(b)については、発生時期が遠い将来であるものについては、執行手続の長期化に加えて換価の実効性確保の保障がないこと、債務者への人格的圧迫になり得るという点から、問題がある旨の指摘もなされている⁽²⁵⁾。

これらを踏まえ、将来預金について見てみると、将来預金は(a)、(c)を満たしていると考えられるが、(b)については問題が残る。まず、債権の発生時期である。将来に生じる請求権については、株主総会の配当決議前の利益配当請求権や、所得税の年末調整による還付金請求権のように、発生時期までの時間差が少ない請求権については差押えが認められるべきであるとされる⁽²⁶⁾。将来預金に関しては、特に流動性のある普通預金の場合、発生時期は実質的に不特定の入金によるため、それが近い将来であるかどうかは不確定である。この点、例えば申立ての際に期間設定をするなどして、「近い将来」の範囲を作り出すことは可能であろう。本件では、「差押命令送達時後送達の日から起算して一年」という期間設定がなされており、本件に先立つ上記②・③決定においては「3営業日」というより短い期間の設定がなされていた。そこで、第二の点として、債権発生の確実性が問題となる。すなわち、上述のように設定した期間内に、不特定の入金が「確実に」行われるということが必要になるが、当該期間内において、当該口座に確実に入金がなされるという保証はない。したがって、将来預金の部分が確実に発生するということとはできず、この点において、将来預金は(b)の要件を満たしているとは言えないことになる。よって、将来預金の部分は、田原裁判官

の補足意見にもあるよう、そもそも差押の対象となる適格性を有していないと考えられる。

流動性預金債権をめぐる債権差押の効力について、民法(債権法)改正検討委員会では、差押えの時点で当該預金口座に存する残高債権についてのみ、差押えの効力が生じる旨を明確に規定することを提案しており⁽²⁷⁾、このことは、不断に入出金を行うべき普通預金口座の性格からは無制限に将来債権までの差押えを認めることへの躊躇が背景にあることを示すとの指摘もある⁽²⁸⁾。本件は、最高裁として初めて、預金債権のうち将来発生する部分については差押債権の特定を欠くと判断を示した事案であり、第三債務者にとって過大な負担を強いることになるという現在の実務状況に鑑みると、妥当なものであると言える。そして、第三債務者の負担の判断という意味においては、本決定に示されるよう、平成23年決定の判断基準が有効に作用するものと考えられるが、将来預金の発生の不確かさという点から、本件申立てを排斥することも可能であったと思われる。今後、銀行システムの改変により、差押債権額を上回る預金残高が生じたときに、自動的に債務者に預金の払い戻しが可能となるようなシステムプログラムが構築された場合、本決定が依拠としたところの、第三債務者に対する過大な負担という指標が機能しないことも想定される。その際、改めて、将来預金をめぐる差押債権の特定性の判断基準として、発生の確実性という差押債権自体に内在する要素を基準として判断することとなるものと思われる。

〔注〕

- ⁽¹⁾本件申立てにおいては、現存預金と将来預金とが区別して表示されていると解されるころ、現存預金に関する部分は識別が可能なものであるから、差押債権の特定に欠けるところはないとされた。
- ⁽²⁾民集65巻6号2710頁、判例時報2129号41頁他。平成23年決定の評釈等はいくつもあるが、以下、主なものをあげておく。野村秀敏「判批」私法判例リマークス45号114頁、春日伊知郎「判批」法学研究85巻8号31頁、吉田純平「判批」駒沢法学11巻4号95頁、石井教文「判批」民商法雑誌146巻2号170頁、大橋弘「判批」判例時報2148号168頁、滝澤孝臣「判批」金融・商事判例1390号8頁、小原将照「判批」ジュリスト臨時増刊1550号137頁〔平成23年度重要判例解説〕、臼杵善治「判批」ビジネス法務12巻1号103頁、高田昌宏「判批」別冊ジュリスト208号102頁〔民事執行・保全判例百選 第2版〕、小林明彦「本来は第三債務者の免責要件と財産開示制度拡充の問題」(最三小決平23.9.20に寄せて一実務家からのコメント)金融法務事情1931号39頁、三上徹「全店差押えと実務の実情」同40頁、岡本雅弘「最高裁決定と残された問題」同44頁、判例タイムズ1363号244頁(民事執行判例・実務フロンティア2012年版)、田路至弘=本村健=泉篤志=岡香里=丸山真司「判批」旬刊商事法務1955号51頁等。
- ⁽³⁾評釈として、笠井正俊「判批」金融・商事判例1336号188頁、前澤利明「判批」別冊判例タイムズ29号220頁(平成21年度主要民事判例解説)、判例タイムズ1315号306頁(民事執行判例・実務フロンティア)。
- ⁽⁴⁾判例集未掲載。
- ⁽⁵⁾消費者法ニュース79号200頁。
- ⁽⁶⁾消費者法ニュース80号347頁。
- ⁽⁷⁾なお、これら③、④決定の差押命令発令については、いずれも定型書式による発令である。判時2170号30頁(本件決定コメント)。
- ⁽⁸⁾笠井・前掲注(3)、堂園昌平「普通預金の差押対象はどこまでか」金融法務事情1868号1頁、浅井弘章「判批」銀行法務714号57頁、松丸徹雄「銀行に対する差押えの範囲とその実務対応」銀行法務717号12頁、大門匡ほか編「判批」判例タイムズ1315号306頁(民事執行判例・実務フロンティア2010年版)、東京地方裁判所民事執行センター「民事執行関係裁判

- 例の概況（下）」金融法務事情1899号57頁等。
- (9) 荒井哲郎「流動性預金の時間的包括的差押えについて」消費者法ニュース80号348頁。
- (10) 民法（債権法）改正検討委員会編「債権法改正の基本方針」別冊NBL126号385頁。以下、「基本方針」とする。
- (11) 大阪弁護士会「実務家からみた民法改正」別冊NBL131号247頁。
- (12) 最判昭和46年11月30日判例時報653号90頁。
- (13) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著『民事執行の実務—債権執行編（上）〔第2版〕』（きんざい，2009年）88頁。
- (14) 第三債務者に対する弁済禁止の効力に関し，第三債務者が差押債権を特定できない間に債務者に対し弁済がなされることによる二重払いのリスクや，逆に，第三債務者が債務者に弁済することを躊躇した結果生じうる債務不履行責任の可能性が指摘される。松丸・前掲注（8）713頁以下，東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・前掲注（13）89頁。
- (15) 中野貞一郎『民事執行法〔増補新訂六版〕』（青林書院，2010年）663頁。
- (16) 中野・前掲注（15）642頁。
- (17) 松本博之『民事執行保全法』（弘文堂，2011年）251，259頁。他に，福永有利『民事執行法・民事保全法〔第2版〕』（成文堂，2011年）182頁，中野・前掲注（15）663頁，東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・前掲注（13）89頁等。
- (18) 中野・前掲注（15）663頁。
- (19) 大阪高判昭和49年11月29日下級裁判所民事裁判例集25巻9～12号1027頁，判時777号52頁。
- (20) 我妻榮『債権各論中巻二（民法講義V3）』（岩波書店，1962年）742頁。
- (21) 判タ・前掲注（8）307頁。
- (22) 笠井・前掲注（3）191頁。
- (23) 大門ほか・前掲注（15）649頁。
- (24) 東京地方裁判所民事執行センター実務研究会・前掲注（13）122頁。
- (25) 中野・前掲注（15）649頁。
- (26) 同・前掲注（25）。
- (27) 基本方針・前掲注（10）【3.2.11.17】参照。
- (28) 堂園・前掲注（8）。また，この提案を受け，法制審議会においては，その提案を受け入れた場合の執行法等他の法律への影響や，将来預金に対する債権差押における債権の特定の問題が指摘されている。法制審議会・民法
- （債権関係）部会第18回議事録（<http://www.moj.go.jp/content/000058432.pdf>）16頁〔高須，山本（和），岡本発言〕。

